

にんじんジュース及び にんじんミックスジュースに関する 個別品目ごとの表示ルール の見直しの検討について

- 1 にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの個別ルール
- 2 業界団体等の要望の概要

令和7年9月

消費者庁食品表示課

1 にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの個別ルール

未検討の品目 ●：ルールあり、－：ルールなし、△：検討中

個別的義務表示がある品目	別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
	食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の 個別的義務 表示	表示の 様式・方法	表示禁止 事項
	名称	原材料名	添加物	内容量					
にんじんジュース及び にんじんミックスジュース	●	●	●	－	－	●	－	－	●
トマト加工品	●	●	●	－	－	●	●	●	●
ウスターソース類	●	●	●	－	－	●	－	－	●
ハム類	●	●	●	－	－	●	－	－	●
ベーコン類	●	●	●	－	－	●	－	－	●
プレスハム	●	●	●	－	－	●	●	●	●
混合プレスハム	●	●	●	－	－	●	●	●	●
ソーセージ	●	●	●	－	－	●	●	●	●
混合ソーセージ	●	●	●	－	－	●	●	●	●

令和7年1月以降個別分科会にて一度検討済みの品目 ●：維持、△：一部改正、×：廃止、■：ルールなし

個別的義務表示がある品目		別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
		食品の定義	名称	原材料名	添加物	内容量	名称規制	加工食品の 個別的義務 表示	表示の 様式・方法	表示禁止 事項
第8回	果実飲料	△	△	検討	×			△	△	検討
	豆乳類	●	●	×	×		●	△	●	×
第9回	乾燥スープ	△	●	×	×	×	●	×	×	検討
	風味調味料	△	検討	×				×	×	×
	しょうゆ	●	●	×			●			△
第10回	凍り豆腐	●	●	×	×	×		×	×	×
	乾めん類	●	●	×	×	×		△	△	●
第11回	削りぶし	△	△	×		×	×	×	×	×
	煮干魚類	●	●	×		×				×
	食酢	●	●		×		×	△	△	△
第12回	ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	△	△	×		×	△			×
	食用植物油脂	△	△	×			×			△
	農産物漬物	△	●	△						×

個別的義務表示がある品目		別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
		食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の 個別的義務 表示	表示の 様式・方法	表示禁止 事項
			名称	原材料名	添加物	内容量				
第1回	調理冷凍食品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第2回	チルドハンバーグステーキ	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	チルドミートボール	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	チルドぎょうざ類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第3回	みそ	●	●	—	—	—	●	—	—	●
	炭酸飲料	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第4回	即席めん	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	マカロニ類	●	●	—	—	—	●	—	—	—
	ジャム類	●	●	—	—	—	—	●	—	●
第5回	うに加工品	●	●	—	—	—	●	●	—	—
	うにあえもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乾燥わかめ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
	塩蔵わかめ	●	●	●	—	—	●	●	●	●
第6回	農産物缶詰及び農産物瓶詰	●	●	—	—	—	—	●	●	—
	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	●	●	—	—	—	—	●	●	—
	調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	●	—	—	—	—	—	●	—	—
第7回	レトルトパウチ食品	●	—	—	—	●	—	—	—	●
	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	●	●	—	—	—	●	—	—	—
	パン類	●	●	—	—	—	—	—	—	—
	マーガリン類	●	●	—	—	—	●	●	●	—

↑ ここまで令和6年3月28日に基準改正済み ↑

○別表第 3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義
にんじん ジュース及び にんじんミク スジュース	にんじん ジュース	次に掲げるものをいう。 一 にんじんを破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの又はこれを濃縮したもの（以下別表第 4 のにんじんジュース及びにんじんミックスジュースの項において「濃縮にんじん」という。）を希釈して搾汁の状態に戻したもの（以下にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの項において「にんじんの搾汁」という。） 二 にんじんの搾汁にかんきつ類、うめ若しくはあんずを破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したもの（以下にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの項において「かんきつ類等の搾汁」という。）又はかんきつ類、うめ若しくはあんずを破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したものを濃縮したもの（以下にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの項において「濃縮かんきつ類等」という。）を加えたもの又はこれに食塩、蜂蜜、砂糖類若しくは香辛料（以下にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの項において「調味料」という。）を加えたものであって、かんきつ類等の搾汁、濃縮かんきつ類等及び調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合が 3 %未満のもの
	にんじん ミックス ジュース	次に掲げるものをいう。 一 にんじんの搾汁にかんきつ類、うめ及びあんず以外の果実を破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したもの（以下にんじんミックスジュースの項において「果実の搾汁」という。）又はにんじん以外の野菜を破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したもの（以下にんじんミックスジュースの項において「野菜の搾汁」という。）を加えたものであって、果実の搾汁及び野菜の搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合がにんじんの搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合を下回るもの 二 一にかんきつ類等の搾汁又は調味料を加えたものであって、果実の搾汁、野菜の搾汁、かんきつ類等の搾汁及び調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合がにんじんの搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合を下回るもの（調味料を加えたものにあっては、調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合が 3 %未満のものに限る。） 三 にんじんの搾汁にかんきつ類等の搾汁又は調味料を加えたものであって、かんきつ類等の搾汁及び調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合が 3 %以上であり、かつ、にんじんの搾汁の原材料及び添加物に占める重量の割合を下回るもの（調味料を加えたものにあっては、調味料の原材料及び添加物に占める重量の割合が 3 %未満のものに限る。）

○別表第4：横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の方法
にんじん ジュース及び にんじんミッ クスジュース	名称	にんじんジュースにあつては「にんじんジュース」と、にんじんミックスジュースにあつては「にんじんミックスジュース」と表示する。
	原材料名	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 - 一 にんじんは、「にんじん」と表示する。ただし、濃縮にんじんを希釈して製造したものにあっては、「濃縮にんじん」と表示する。 - 二 果実にあつては、「りんご」、「うんしゅうみかん」、「レモン」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、にんじんミックスジュースのうち、果実を破碎して搾汁し、又は裏ごしし、皮等を除去したものを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを使用したものにあっては、「レモン（濃縮還元）」等と表示する。 - 三 使用した果実が2種類以上の場合、二の本文の規定にかかわらず、「果実」の文字の次に括弧を付して、「りんご、レモン」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 - 四 野菜にあつては、「トマト」、「ほうれんそう」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、にんじんミックスジュースのうち、野菜を破碎して搾汁し、又は裏ごしし、皮等を除去したものを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを使用したものにあっては、「ほうれんそう（濃縮還元）」、「パセリ（濃縮還元）」等と表示する。 - 五 使用した野菜が2種類以上の場合、四の本文の規定にかかわらず、「野菜」の文字の次に括弧を付して、「トマト、ほうれんそう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 - 六 砂糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 - 七 使用した砂糖類が2種類以上の場合、六の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 - 八 にんじん、果実、野菜、砂糖類以外の原材料にあつては、「食塩」、「はちみつ」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、こしょうその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。

○別表第5：名称規制に係る食品及びその名称

食品		名称
にんじんジュース及び にんじんミックスジュース	にんじんジュース	にんじんジュース
	にんじんミックスジュース	にんじんミックスジュース

○別表第22：個別食品に係る表示禁止事項

食品	表示禁止事項
にんじんジュース及び にんじんミックスジュース	1 「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語 2 「天然」又は「自然」の用語

項目	見直し要望	
別表 3 定義	現状維持	類似商品と区別するため、現状維持。
別表 4 個別ルール (名称)	現状維持	既に周知されており、消費者にも分かりやすいものとなっているため現状維持。
別表 4 個別ルール (原材料名)	一部改正	野菜果実の書き方を他の野菜果実飲料と合わせた書き方もできるような文言に修正。砂糖類、香辛料については横断ルールに統一しても問題ないため削除。
別表 5 名称規制	現状維持	類似商品と区別するため、現状維持。
別表22 表示禁止事項	廃止	表示すべき事項の内容と矛盾することを記載してはならず、横断ルールによって担保されるため削除。